

令和4年6月21日作成

2. 対象業種について

Q2-1 日本標準産業分類における大分類D建設業とは何か

A 大分類D建設業には、主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類されます。ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれません。

Q2-2 建設工事とは何か

A 建設工事とは、現場において行われる次の工事をいいます。
(1) 建築物、土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除却若しくは移設すること。
(2) 土地、航路、流路などを改良若しくは造成すること。
(3) 機械装置をすえ付け、解体若しくは移設すること。

Q2-3 建設業と他産業との関係は

A 次のとおりです。
(1) 建設材料、その他の製品を生産又は販売する事業所が、自己の生産品又は販売品を用いる建設工事（機械装置のすえ付け、解体、移設工事を除く）を併せ営む場合には、主な業務により製造業、卸売業又は建設業に分類される。
(2) 金属、非金属、石炭、石油、天然ガスなどの鉱物を採取するための試堀、坑道掘さく、さく井、排土作業を主として請負う事業所は大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業〔05〕に分類される。**(対象外)**
(3) 土地、建物などの不動産の賃貸業、代理業、仲介業、管理業、建物建売業（自ら労働者を雇用して建物を建設し、それを分譲する事業所を除く）、土地分譲業（自ら労働者を雇用して、土地造成を行い、それを分譲する事業所を除く）は大分類K－不動産業、物品賃貸業〔68、69〕に分類される。**(対象外)**
(4) 主として試すい（錐）（鉱山用を除く）、測量又は建設工事のコンサルタント、設計、監理を行う事業所は大分類L－学術研究、専門・技術サービス業〔742〕に分類される。**(対象外)**
(5) 国、地方公共団体等の工事事務所、土木事務所の類は、主として建設工事を自己建設（維持補修を除く）で行うもの以外は大分類L－学術研究、専門・技術サービス業〔7421〕に分類される。**(対象外)**
(6) 石油精製、化学、製鉄、発電等のプラントを対象として、企画、設計、調達、施工、施工管理を一括して請負い、これらのサービスを提供する事業所は大分類L－学術研究、専門・技術サービス業〔7499〕に分類される。**(対象外)**

Q2-4 日本標準産業分類における大分類E製造業とは何か

A 大分類E製造業には、有機又は無機の物質に物理的、化学的変化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類されます。

Q2-5 製造業と他産業との関係は

A 次のとおりです。

(1) 農林漁業との関係

(ア) 農家、漁家が同一構内（屋敷内）で製造活動を行っている場合、主として自家栽培又は取得した原材料を使用して製造加工を行っている場合は大分類A－農業、林業又は大分類B－漁業に分類される。（対象外）

ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業者がいるときは製造業に分類される。

(イ) 漁船内において行う製造加工は製造業とせず、大分類B－漁業に分類される。（対象外）

(ウ) 薪及び木炭の製造、立木からの素材生産、採木現場に移動して行う製材、採取現場における粗製しょう脳の製造は製造業とせず、大分類A－農業、林業に分類される。（対象外）

(2) 情報通信業との関係

(ア) 新聞社・出版社に属する事業所であって、印刷のみを行っているものは製造業に分類される。

ただし、新聞社・出版社で自ら印刷を行う場合であっても、主として発行、出版の業務を行っている事業所は製造業としない。（対象外）

(イ) 情報を記録した物を大量に複製・製造する場合は製造業とする。

ただし、マスターテープなど原盤を制作する場合は製造業としない。（対象外）

(3) 卸売業、小売業との関係

(ア) 農林水産物の出荷のために選別、調整、洗浄、包装などを行うものは製造業としない。（対象外）

ただし、生乳の殺菌・瓶詰を行って卸売するものは製造業に分類される。

(イ) 主として製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず、小売業に分類される。

(ウ) 自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で販売する製造問屋は製造業とせず、大分類I－卸売業、小売業に分類される。

(4) サービス業（他に分類されないもの）との関係

(ア) 修理業

修理を専業としている事業所は製造業とせず、修理業に分類される。（対象外）また、修理のために同一事業所で補修品を製造している場合も修理業とする。（対象外）

ただし、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所は、過去1年間に製造行為を行っていないなくても製造業とする。

また、機械修理工場といわれるものであっても金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様な機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は製造業とする。

これらは、その工場設備からみても製造能力がなければできないことから、特例として製造業とする。

(イ) 賃加工業

他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も製造業に分類される。

ただし、直接個々の家庭消費者からの委託による賃加工業は製造業としない。（対象外）

(ウ) と畜場

と畜場は大分類R－サービス業（他に分類されないもの）[9521]に分類される。**(対象外)**

ただし、肉製品製造のために一貫作業として、と殺を行うものは製造業とする。

Q2-6 自動車の板金修理をしているが、対象か

A 対象外です。修理を専業としている事業所は、修理業に分類されます。修理のために同一事業所で補修品を製造している場合も修理業です。
ただし、自動車販売（中古車を含む）を行っている場合は小売業として対象となります。

Q2-7 日本標準産業分類における大分類H運輸業・郵便業とは何か

A 大分類H運輸業・郵便業には、鉄道、自動車、船舶、航空機又はその他の運送用具による旅客、貨物の運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業を営む事業所並びに郵便物又は信書便物を送達する事業所が分類されます。

Q2-8 郵便業とは何か

A 主として郵便物、信書便物として差し出された物の引受、取集・区分及び配達を行う事業所をいう。ただし、銀行窓口業務及び保険窓口業務の双方を行う事業所を除く。

○日本郵便株式会社の事業所のうち、主として郵便事業を行う事業所；特定信書便事業者

×郵便局 [8611]；簡易郵便局 [8621] **(対象外)**

Q2-9 日本標準産業分類における大分類I卸売業・小売業とは何か

A 大分類I卸売業・小売業には原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類されます。なお、販売業務に附随して行う軽度の加工（簡易包装、洗浄、選別等）、取付修理は本分類に含まれます。

Q2-10 卸売業とは何か

A 次のとおりです。

1. 卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

(1) 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの。

(2) 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの。

(3) 主として業務用に使用される商品 {事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など} を販売するもの。

(4) 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く）

(5) 他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの。

2. 事業所の業態による分類

本分類に含まれる事業所の主な業態は次のとおりである。

(1) 卸売業（卸売商、産業用大口配給業、卸売を主とする商事会社、買継商、仲買人、農産物集荷業、製造業の会社の販売事務所、貿易商など）

- (2) 製造問屋（自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で卸売するもの）
- (3) 代理商、仲立業（エイジェント、ブローカー、コミッションマーチャント）
卸売業は、主として商品の仕入販売などの業務を行う事業所であるが、細分類 5598 に掲げる代理商、仲立業は主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行うものである。このような事業所は商品の所有権を持たず、また、価格の設定、商品の保管、輸送などの業務を一般に行わないものである。

Q2-11 小売業とは何か

A 次のとおりです。

- 1. 小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。
 - (1) 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの
 - (2) 建設業、農林水産業（法人組織）、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの
小売業は普通その取り扱う主要商品によって分類される場合と、洋品雑貨店、小間物店、荒物店などのように通常の呼称によって分類される場合とがある。
- 2. 次に掲げるものは小売業として分類されるので注意しなければならない。
 - (1) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所は大分類 I - 卸売業、小売業に分類される。
なお、修理を専業としている事業所は大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）[89、90] に分類される。修理のために部分品などを取替えても販売とはみなさない。（対象外）
 - (2) 製造小売業
製造した商品をもその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業（菓子屋、パン屋などにこの例が多い）は製造業とせず、小売業に分類される。
なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、大分類 E - 製造業に分類される。
 - (3) ガソリンスタンドは小売業に分類される。
 - (4) 行商、旅商、露天商など
これらは一定の事業所を持たないもの、また、恒久的な事業所を持たないものが多いが、その業務の性格上小売業に分類される。
 - (5) 官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係るものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。

Q2-12 日本標準産業分類における中分類 78-洗濯・理容・美容・浴場業とは何か

- A 中分類 78-洗濯・理容・美容・浴場業には、洗濯業、洗張・染物業、理容業、美容業、浴場業などの主として個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービス又は心身のリラックス並びにリフレッシュを促進するためのサービスを提供する事業所が分類されます。クリーニング取次所や、リネンサプライ業、エステティック業、ネイルサービス業も含まれます。

Q2-13 ペット美容室は対象か

A 対象外です（中分類 79 – その他の生活関連サービス業に分類）

Q2-14 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所は対象か

A 対象外です（中分類 83 – 医療業に分類）

Q2-15 ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピーは対象か

A 医業類似行為（温熱療法、光熱療法、電気療法、刺激療法などの）のものは対象外です（中分類 83 – 医療業に分類）

Q2-16 中分類 88 – 廃棄物処理業とは何か

A 中分類 88 – 廃棄物処理業には、廃棄物の処理を行う事業所が分類され、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業があります。

Q2-17 複数の業を営んでいる場合、主たる業の判定はどうするのか

A 当事業においては、直近の決算期において、売上高または粗利益が最も多い業を主たる業とします。

Q2-18 申請業種の売上高（粗利益）が最も多いかどうか、証明が必要か

A 売上高等の割合については、証拠書類を求めません。売上高（粗利益）が最も多い業種を、主たる事業として記載してください。ただし、その他決算書の内容等から疑義が生じた場合は、個別に確認させていただきます。